

## 講演Ⅲ

### 最近の学校法人会計の動向

日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員長  
公認会計士 シニアパートナー

原 秀 敬 氏



# 最近の学校法人会計の動向について

公認会計士協会 学校法人委員会 委員長  
公認会計士 シニアパートナー 原 秀敬

## INDEX

### ・ 学校法人会計基準の改正と誤りやすいポイント

#### I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

##### II 誤りやすいポイント

##### III 改正後の計算書類・事業報告書の表示

### ・ 学校法人会計の最近の動向

#### I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

#### II 最近の会計・監査の状況について

#### III 学校法人における不正について・・・会計処理等の適正確保

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 1. 改正趣旨と学校法人会計基準の根拠法令

- ▶ 改正の趣旨
  - ✓ 社会から一層求められている説明責任を的確に果たす
  - ✓ 学校法人の適切な経営判断に一層資する
- ▶ 学校法人会計基準第1条
 

私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならない。
- ▶ 私立学校法第47条第1項
 

学校法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

→ 一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従う（同施行規則第4条の4）
- ▶ 私立学校法（以下、私学法）と私立学校振興助成法（以下、助成法）の違い

法規	内容	利害関係人	計算書類の利用目的
私学法	私学の運営全般を取り仕切る法規	在学する者 保護者 教職員 金融機関他	学納金等の適正使用や学校法人の教育力等の情報提供
助成法	私学助成を取り仕切る法規	所轄庁	事前:補助金計算基礎の提示 事後:補助金使用のモニタリング

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 2. 改正対応スケジュール

日程	平成25年度												平成26年度												平成27年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
主な業務予定	前年度決算			予算編成									前年度決算			予算編成						前年度決算								
主なToDo																														
<b>基準改正スケジュール</b>																														
① 学校法人会計基準 改正省令の公表																														
② 改正に伴う通知の公表（平成25年9月2日）																														
③ 改正に伴う実務指針の公表																														
④ 改正の解説に関する研修会																														
<b>学校法人対応スケジュール（仮）</b>																														
① 経理規程・細則等の変更																														
・ 起案作成																														
・ 理事長・理事会承認																														
② システム対応																														
・ 勉強会等開催																														
・ プログラム変更/パッケージ導入																														
・ システム導入結果検証																														
③ 予算対応																														
・ 平成27年度予算方針/説明																														
・ 平成27年度予算編成																														
・ 平成27年度予算承認理事会等																														

注) 知事所轄学校法人の対応スケジュールはそれぞれ1年後にずれたものとなります。

- ▶ 平成27年度予算作成時からの対応が必要。  
(知事所轄学校法人は平成28年度の予算作成時からの対応が必要。)
- ▶ 対応期間が短いことからTODOを棚卸しを行い、スケジュール調整することが望ましい。

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 3. 改正内容の概要

項目	具体的な課題	改正内容
①基本金の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の資本金のようにできないか</li> <li>基本金各号の在り方(特に4号の是非)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本金制度を維持</li> <li>4号に見合う資金がない場合、その旨と対応策の注記</li> </ul>
②貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得原価主義の是非</li> <li>その他の固定資産の資産構成が不明確</li> <li>調達源泉の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得原価主義のまま</li> <li>(中科目)特定資産を設定</li> <li>純資産の部の設定</li> </ul>
③消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分計算の導入の可能性</li> <li>帰属収支差額の表示の是非</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称変更し区分計算を導入</li> <li>帰属収支差額を表示</li> </ul>
④資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分計算の導入の可能性</li> <li>キャッシュ・フロー計算書の導入の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属表で活動区分資金収支計算書を作成</li> <li>各区分でキャッシュ・フローに一致</li> </ul>
⑤その他の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>減損会計導入の可能性</li> <li>金融商品会計導入の可能性</li> <li>退職給付会計導入の可能性</li> <li>連結財務諸表の導入の可能性</li> <li>継続法人の前提に関する検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入しない(有姿除却+注記の拡大)</li> <li>導入しない(金融商品の種類別時価情報の注記を追加)</li> <li>変更なし</li> <li>導入しない(学校法人間財務取引の注記を追加)</li> <li>継続法人の前提に関する注記の強制はしない</li> </ul>

Page 5

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 3. 改正内容の概要(詳細)

項目	改正内容(詳細)
資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに活動区分(「教育活動」、「施設整備等活動」、「その他の活動」)ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」の作成。</li> <li>知事所轄学校法人は活動区分資金収支計算書を作成しないことができる。(但し、都道府県において取扱いが異なる可能性がある。)</li> </ul>
消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称を「事業活動収支計算書」へ変更。</li> <li>経常的(教育活動及び教育活動外)及び臨時的収支に区分し、各活動における収支状況が明確化されることとなった。</li> <li>毎年度及び長期的な収支均衡の両方を表示するため、基本金組入前と組入後の収支差額の表示がされることとなった。(従来は、基本金組入後のみ表示)</li> </ul>
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> <li>「基本金の部」と「消費収支差額の部」と合わせて、「純資産の部」となった。</li> <li>固定資産の中科目として新たに「特定資産」の設定。</li> <li>「消費支出準備金」の廃止。</li> </ul>
基本金	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2号基本金-対応資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示。</li> <li>第3号基本金-対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示。</li> <li>第2号基本金、第3号基本金の組入計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成。</li> <li>第4号基本金-相当する資金を年度末で有していない場合は、その旨と対応策を注記。</li> </ul> <p>※基本金については、「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知)により、算定式及び「恒常的に保持すべき資金の額」の引下げの改正も行われている。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす場合に実際に固定資産を処分を行わない場合でも資産計上額から除くことが可能となった。(固定資産の評価)</li> <li>有価証券の評価につき、時価の下落率が30%以上50%未満における「著しく低くなった」場合を判断するための「合理的な基準」の設定。</li> <li>有価証券の時価情報につき、種類別の明細表の追加。</li> <li>学校法人間取引につき注記されることになった。</li> </ul>

Page 6

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 4. 基準の具体的な改正点

1. 現行の資金収支計算書について新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成する。
2. 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分してそれらの収支状況を把握できるようにする
3. 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示する。
4. 貸借対照表について「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とする。
5. 第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記する。
6. 第3号基本金について、対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示する。
7. 第2号基本金について、対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示する。
8. 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設ける。
9. 第2号基本金及び第3号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成する。
10. 「消費支出準備金」を廃止する。

Page 7

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 5. 改正後の基準と企業会計の比較 ① 相違点

学校法人における会計処理には、企業会計と相違する会計処理がある。

相 違 点	学 校 会 計	企 業 会 計
消費税の会計処理	消費税込み処理	選択可、通常消費税抜き処理
有価証券の会計処理	取得原価により評価するが、時価が著しく下落した場合は、回復可能な金額まで評価を減額	金融商品会計基準等により、保有目的に従った処理
少額重要資産の会計処理	有形固定資産計上	取得時に経費処理
基本金の組み入れ	学校法人会計基準等に従い組入れ額を計算し計上する	基本金という概念なし
退職給与引当金の計算	私立大学退職金財団に加入し期末退職金要支給額100%の計上基準の場合は期末退職金要支給額に財団掛金の累積額と交付金の累積額を調整して退職給与引当金を計上	退職給与引当金の計算でなく、退職給付会計基準に基づき、退職給付引当金を計上
減価償却の計算	定額法	定額法以外も選択可能

その他、合併会計や、外為会計、引当金、寄付金の計上時期など

Page 8

# I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

## 5. 改正後の基準と企業会計の比較 ②未導入の時価会計等

### 学校法人会計と企業会計 未採用の会計処理～考え方の違いか？

会計処理	学校会計	企業会計（収益事業）
固定資産の減損会計	「有資除却」の考え方 ≠ 減損	回収可能価額（時価or割引将来C/F）まで評価替え
金融商品会計（デリバティブ商品を含む）	時価について <b>注記のみ</b> ≠ 時価会計	時価にて評価替え（B/S直入）、デリバ区分処理
退職給付会計	期末要支給額の100% <b>（年金給付債務について、特段の基準なし）</b>	年金を含めた給付債務（年金数理計算）
連結会計	関係法人について <b>注記</b> 学校法人間取引について <b>注記</b> ≠ 連結	関係会社決算数値を連結
継続法人の前提の注記（GC注記）	第4号基本金引当特定資産に関する注記 ≠ GC注記	継続企業の前提について注記（成り立たない場合は清算会計）

Page 9

## INDEX

### ・ 学校法人会計基準の改正と誤りやすいポイント

I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

### II 誤りやすいポイント

III 改正後の計算書類・事業報告書の表示

Page 10

## II 誤りやすいポイント

### 1. 活動区分資金収支計算書 ① 第4号様式 教育活動

科目				
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	(1) 教育活動による資金収支		
	手数料収入			
	特別寄付金収入		① 新基準第4号様式に定める「教育活動による資金収支」とは、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、以下に示す(2)の①「施設整備等活動による資金収支」及び(3)の①「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。	
	一般寄付金収入			
	経常費等補助金収入			
	付随事業収入			
	雑収入			
	(何)			
	教育活動資金収入計			
	人件費支出			② 「特別寄付金収入」とは、用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう。
	教育研究経費支出			
	管理経費支出			
	教育活動資金支出計			
差引	③ 「経常費等補助金収入」とは、補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう。			
調整勘定等				
教育活動資金収支差額				

#### 基本的な考え方 (実務指針1-1)

「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を通知の定義により区分し、それ以外を「教育活動による資金収支」とする。

「学生生徒納付金収入」については納付金の名称にかかわらず、「教育活動」

## 関連Q&A ~ 修繕費の区分

### Q

活動区分資金収支の「施設整備等活動」には資本的支出しか例示がないのですが、校舎等の取り壊し費用及び建物の修繕費などの経費は、「教育活動」に区分しなければならないのでしょうか？

### A

25高私参第8号通知 I 2. (2)②において、「施設整備等活動」には施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まないとされており、「校舎等の取り壊し費用及び建物の修繕費などの経費」は施設設備に係る支出であっても資産の増加を伴わないため、**教育活動に区分することになります。**

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について (通知)

(2) 施設整備等活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② 「その他これらに類する活動」とは**資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。**
- ③ 「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。
- ④ 「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。
- ⑤ 「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。
- ⑥ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。

## 関連Q&A ～ 敷金関連収入・支出

**Q**  
敷金・保証金関連収支は活動区分資金収支計算書上のどの区分に計上しますか？

**A**

1. 売店・食堂等の**預り保証金**の受入収入／支払支出  
25高私参第8号通知 I 2. (3)①において、「その他の活動による資金収支」とは、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動、過年度修正額をいうと例示されており、これらは**その他の区分**に計上すると考えられます。
2. **敷金等の各種差入保証金**の支払支出／回収収入  
基本的には、これらも「**その他の活動による資金収支**」と考えられます。たとえば校舎の敷地の長期の定期借地等に伴う差入保証金などは、施設の区分にする方が実態を反映するのではないかと想定されますが、同通知 I 2. (2)②の「資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり」という定義からすると設備の区分にするのは難しいように思われます。とはいえ、**従来から資金収支計算書上施設関係支出に計上していたり、その実態が借地権と同様な場合等には、その実態に応じて施設整備等活動の区分に計上することも可能ではないか**と考えられます。

施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入
		施設設備補助金収入
		施設設備売却収入
		第2号基本金引当特定資産取崩収入
		施設整備等活動資金収入計
	支出	設備関係支出
		第2号基本金引当特定資産繰入支出
		施設整備等活動資金支出計
		差引
		調整勘定等
	施設整備等活動資金収支差額	
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入
		有価証券売却収入
		第3号基本金引当特定資産取崩収入
		貸付金回収収入
		預り金受入収入
		受取利息・配当金収入
		収益事業収入
		その他の活動資金収入計
	支出	借入金等返済支出
		有価証券購入支出
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	
	貸付金支払支出	
	預り金支払支出	
	借入金等利息支出	
	その他の活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
	その他の活動資金収支差額	

Page 13



## 関連Q&A ～ 訴訟和解金の区分

**Q**  
訴訟和解金を支払うこととなりました。和解金の支出は事業活動収支計算書のどの区分に処理しますか？

**A**

特別収支の項目に該当していないため、教育活動収支に処理されることとなります。

通常、訴訟関連費用の支出は教育研究活動に資するためのものとはいえ、教育研究経費区分とするのではなく、管理経費として計上することが一般的と考えられます。

Page 14



## II 誤りやすいポイント

### 1. 活動区分資金収支計算書 ② 寄付金

寄付金収入の区分 (実務指針1-2、1-3)

施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」に区分する。

寄付者の意思は寄付金趣意書、寄付金申込書等により可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動による資金収支」に区分する。

目的	寄付者の意思		そもそも寄付者の意思が特定不可
区分	施設拡充等	それ以外	
資金	施設整備等活動	教育	主たる目的の活動に計上するなどの方法による。
事業	特別収支	教育	

Page 15

## 関連Q&A ~ 寄付金の区分

Q

寄付金収入の区分は、対応する支出が「施設関係支出」及び「設備関係支出」であれば「施設設備寄付金」という考え方でよいでしょうか？

A

寄付金を区分するに際して支出との厳密な関係を求められたとすると、例えば支出が翌年度になった場合にはどの区分に計上して良いか判断できないことになってしまいかねません。このような実務上の弊害を避けるため、**収入時における施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」に区分すればよい**こととされています。対応する支出は施設設備関係であることが想定されていますが、厳密な対応関係までは求められておらず、固定資産計上基準未満のものなど結果として一部が経費支出となったとしても構いません。また、実務指針で寄付者の意思が明確でない場合には「主たる目的の活動に計上するなどの方法による」とされており、その「などの方法」には、**その用途により合理的に按分して計上することも含まれる**と考えられます。ただし、その区分の方法は、募集要項や一定の承認を得た文書（経理規定や稟議等）などで**事前に明確にされている必要があります**。

目的	寄付者の意思		そもそも寄付者の意思が特定不可
区分	施設拡充等	それ以外	
資金	施設整備等活動	教育	主たる目的の活動に計上するなどの方法による。
事業	特別収支	教育	

Page 16



## II 誤りやすいポイント

### 1. 活動区分資金収支計算書 ③ 補助金

補助金収入の区分 (実務指針1-4、1-5)

当該補助金交付の根拠法令、交付金要綱等の趣旨から判断して施設設備のためという目的が明確なもののみ「施設整備等活動による資金収支」の区分としそれ以外は「教育活動」に区分する。



交付者の目的により判断されるため目的が施設設備であれば、一部が経費処理されたとしても「施設整備等活動による資金収支」へ区分する。

補助金の内容	活動区分資金収支計算書	事業活動収支計算書
利子補給	施設整備等活動	特別収支
経常費補助	教育活動	教育活動
特別補助	教育活動	教育活動
GP等の補助金	教育活動	教育活動

Page 17

## 関連Q&A ~

### 活動区分資金収支計算書と事業活動収支計算書の収支差額

Q

活動区分資金収支計算書と事業活動収支計算書のそれぞれの収支差額は、各区分において収入と支出が厳密には対応していない部分があるのですが、そのような収支差額に意味があるのでしょうか？

A

比較可能性と簡便性を確保するために実務的対応を図ったものと考えられます。学生生徒等納付金のうち施設設備拡充費などは、議論はあったものの、支出の区分に係らず納付時に画一的に教育活動の区分で処理することとされました。

<活動区分資金収支計算書の例>

学納金収入に含まれる施設拡充費

教育活動

施設関係支出や設備関係支出

施設整備等活動

<事業活動収支計算書の例>

教育研究経費の奨学費

教育活動

第3号基本金引当特定資産の利息

教育活動外

その他、経常費補助金で購入した固定資産や第3号基本金に対する寄付金など、収入と支出が計上される区分や計上年度が異なることがあります。会計基準に沿った処理を行うことで、比較可能な収支差額が把握されることとなります。

Page 18

## II 誤りやすいポイント

### 2. 事業活動収支計算書 ① 徴収不能

科目		(1) 教育活動収支
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	① 新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、以下に示す(2)の①「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。  (実務指針2-7) 学生生徒・教職員への貸付金、附属病院の医療未収入金等も全て「教育活動」
	授業料	
	入学金	
	実験実習料	
	施設設備資金	
	(何)	
	手数料	
	入学検定料	
	試験料	
	証明手数料	
	(何)	
	寄付金	
	特別寄付金	
	一般寄付金	
	現物寄付	
教育活動収支の部	經常費等補助金	人件費 教員人件費 職員人件費 役員報酬 退職給与引当金繰入額 退職金 (何) 教育研究経費 消耗品費 光熱水費 旅費交通費 奨学費 減価償却額 (何) 管理経費 消耗品費 光熱水費 旅費交通費 減価償却額 (何) 徴収不能額等 徴収不能引当金繰入額 徴収不能額 教育活動支出計 教育活動収支差額
	国庫補助金	
	地方公共団体補助金	
	(何)	
	付随事業収入	
	補助活動収入	
	附属事業収入	
	受託事業収入	
	(何)	
	雑収入	
	施設設備利用料	
	廃品売却収入	
	(何)	
	教育活動収入計	

Page 19

## II 誤りやすいポイント

### 2. 事業活動収支計算書 ② 特別収支

科目		予算	決算	差異
事業活動収入の部	資産売却差額	(実務指針2-6) ※1: 災害には盗難、事故、通常の火災は含まれない。 ※2: 災害に対応する復旧・原状回復の支出は災害損失に含めず「教育活動収支」に計上		
	(何)			
	その他の特別収入			
	施設設備寄付金			
	現物寄付			
特別収支	施設設備補助金	・ 資金収支では (大科目)雑収入 (小科目)過年度修正収入  ・ 活動区分資金収支では 「その他の活動による資金収支」 (小科目)過年度修正収入		
	過年度修正額			
	(何)			
	特別収入計			
	特別収入差額			
事業活動支出の部	資産処分差額	(3) 特別収支 ① 新基準第5号様式に定める「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。 ② 特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。 「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。 ③ 平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)」に基づき、退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置を行っている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当するものとする。		
	(何)			
	その他の特別支出			
	災害損失			
	過年度修正額			
特別収支	(何)			
	支出計			
	特別収支差額			

Page 20



## 関連Q&A ～

### 事業活動収支計算書 特別収支項目

Q

① 事業活動収支計算書において、特別収支は限定列挙でしょうか？

A

① 25高私参第8号通知 I 3. (3)②によると、特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとしてされており、ここでは「・・・等」などといった他の項目も含められるような表現が用いられていないことから、これらの項目に8号通知 I 3. (3)③の退職給与引当金特別繰入額と II 1. (2)の有資除却等損失を加えた項目の範囲で**限定列挙**になると解されます。

事業活動収入の部	資産売却差額
	固定資産売却差額
	有価証券売却差額
	(何)
	その他の特別収入
	施設設備寄付金
	現物寄付
	施設設備補助金
	過年度修正額
	(何)
特別収支	特別収入計
	資産処分差額
	(何)①有資除却等損失
	(何)②有価証券評価差額
	(何)①②以外
	その他の特別支出
	災害損失
	過年度修正額
	(何)①退職給与引当金特別繰入額
	(何)②デリバティブ解約損
(何)①②以外	
事業活動支出の部	特別支出計
	特別収支差額

## 関連Q&A ～

### 事業活動収支計算書 特別収支項目(続き)

- Q ② 明らかに特別収支に該当するものが発生しても、列挙している項目に該当しない場合は特別収支に計上してはならないのでしょうか？
- ③ 例えば、法人合併等により、事業活動収入または事業活動支出が発生した場合は特別収支には計上しないのでしょうか？

A ② ご質問の「明らかに特別収支に該当するもの」とは、8号通知 I 3. (3)①に記載されている「特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、」の特殊・臨時的ということに着目されたかと想定されますが、同①で科目の内容を説明し②で限定していることから、**企業会計における特別損益項目とは概念が異なることに留意が必要です。**

例えば災害によって滅失した固定資産の帳簿価額は災害損失として特別収支に計上されますが、**災害復旧のための原状回復費用や撤去費用などは特別収支の列挙項目には該当せず教育活動収支の区分に計上されることとなり、列挙されている項目に該当しない場合は特別収支には計上されません。**また、**逆にこれらの項目に該当すれば、金額の多寡によらず特別収支の区分に計上されることとなります。**

- ③ 合併等の再編に伴う収入や支出が生じた場合、資産処分差額など列挙された科目の内容に合致するものは計上できたとしても、再編に伴う収支を一括した小科目で特別収支に計上することは、列挙されている項目に該当しない内容のものが含まれていれば特別収支の区分には計上できないと考えられます。

## 関連Q&A ～

### 過年度修正額(範囲・科目の設定)

**Q** 特別収支における過年度修正額として計上されるものの範囲と計上科目について教えてください。

**A**

- 「特別収支」の「過年度修正額」には、資金収支を伴うものと、伴わないものがあります。
  - ＜資金収支を伴うもの＞
    - 過年度の給与や退職金計算の誤りを当年度に精算した場合
    - 過年度に未払金として計上すべきであった経費を当年度に支払った場合
    - 過年度に徴収不能額として処理した債権を当年度に回収した場合 など
  - ＜資金収支を伴わないもの＞
    - 過年度の減価償却額や退職給与引当金(繰入額)等の計算誤りを当年度に修正した場合 など
- 計上科目については以下の通りとなります。

	区分	大科目	小科目
資金収支計算書			
収入	—	雑収入	過年度修正収入
支出		管理経費	過年度修正支出
活動区分資金収支計算書			
収入	その他の活動による資金収支	(小計欄の下)	過年度修正収入
支出			過年度修正支出
事業活動収支計算書			
収入	特別収支	その他の特別収入	過年度修正額
支出		その他の特別支出	過年度修正額

## 関連Q&A ～

### 過年度修正額 (補助金の返還)

**Q** 過年度修正額は「前年度以前に計上した収入又は支出の修正額」とされていますが、前年度以前の計算誤り等により、補助金を返還する場合も「特別収支」の「過年度修正額」として計上しますか？

**A**

補助金返還額は、過去に計上した補助金の修正額のように思われるかもしれませんが、補助金は過年度において一旦確定し収受していることから、その一部に返還があったとしても返還命令決定通知に従ったものであり、過年度の修正には該当しません。したがって、教育活動収支の管理経費に計上され、「特別収支」に計上されるものではないことに留意が必要です。

教育活動収支の部	管理経費
	消耗品費
	光熱水費
	旅費交通費
	減価償却額
	(何)
	徴収不能額等
	徴収不能引当金繰入額
	徴収不能額
	教育活動支出計
教育活動収支差額	
事業活動収入の部	資産売却差額
	(何)
	その他の特別収入
	施設設備寄付金
	現物寄付
	施設設備補助金
	過年度修正額
	(何)
	特別収入計
	資産処分差額
特別収支	その他の特別支出
	災害損失
	過年度修正額
	退職給与引当金特別繰入額
	(何)
事業活動支出の部	特別支出計
	特別収支差額

## II 誤りやすいポイント 3. 基本金改正内容 ① 2号基本金 関連Q&A ～ 第2号基本金引当特定資産 (経過措置)

Q

貸借対照表上の第2号基本金引当特定資産について、前年度末の残高に関する表示科目は新基準に組み替えて表示するのでしょうか？

A

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）より抜粋

2. 固定資産の中科目「特定資産」を設けること（第7号様式）に伴う経過措置

平成26年度の決算における「その他の固定資産」中に個別に小科目として表示されている特定資産は、そのままの科目で、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「特定資産」の小科目として表示するものとする。

【記載例1】

科 目	金額
固定資産	
有形固定資産	
土地	
(何)	
その他の固定資産	
電話加入権	
(何)	
Aキャンパス引当特定資産	100
B講堂建設引当特定資産	200
第3号基本金引当資産	500
(何)	

【パターン①】

科 目	本年度末	前年度末
特定資産		
第2号基本金引当特定資産	300	100
第3号基本金引当特定資産	500	500
(何)引当特定資産		

【パターン②】

勘定科目	本年度末	前年度末
特定資産		
第2号基本金引当特定資産	300	0
Aキャンパス引当特定資産	0	100
B講堂建設引当特定資産	0	200
第3号基本金引当特定資産	500	500
(何)引当特定資産		

## 関連Q&A ～

### 第2号基本金引当特定資産(経過措置～続き)

A 続き

25高私参第8号通知IV経過措置2. によると、26年度決算の特定資産はそのままの小科目で、27年度決算の貸借対照表の中科目「特定資産」の小科目として表示するものとするとしてされており、一方同通知(別添)注記事項記載例の2. 重要な会計方針の変更等では、「なお貸借対照表(固定資産明細表含む。)について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。」と例示されています。

記載例1は第2号基本金引当特定資産が複数ある場合の例を示しています。経過措置に従うとパターン①ではなくパターン②とし、重要な会計方針の変更等に26年度の小科目をそのまま記載している旨を付記することが望ましいと考えられます。

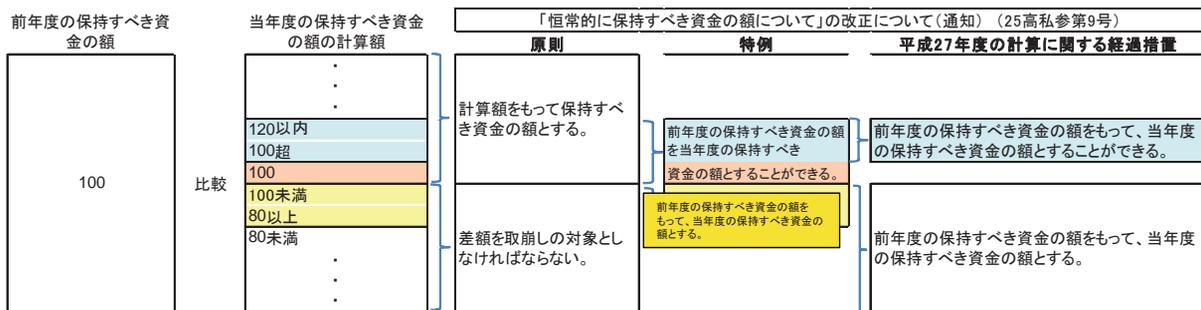
記載例2は第2号基本金引当特定資産が一つだけのときの例を示しております。経過措置からはパターン②のように前年度と今年度の小科目を二段書きすることになりますが、パターン①のように第2号基本金引当特定資産の小科目に組み替えると注記事項の記載例の説明と整合します。経過措置は第2号基本金引当特定資産が複数ある場合を想定しているものとも考えられますので、それが一つしかない場合にはパターン①のように組み替えて表示しても差し支えないと思われます。

## II 誤りやすいポイント

### 3. 基本金改正内容 ② 第4号基本金～金額の引下げ

- ・恒常的に保持すべき資金の額の計算について消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類ごとに区分することとなったため、算定式を変更。(実質変更なし)
- ・支出が大幅に下がった場合は恒常的に保持すべき資金の額を引下げる。

- ・恒常的に保持すべき資金の額＝  
 (前年度の教育活動収支の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)  
 ＋前年度の教育研究経費(減価償却額を除く。)  
 ＋前年度の管理経費(減価償却額を除く。)  
 ＋前年度の教育活動外収支の借入金等利息の決算額)÷12  
 百万円未満は切り捨てることができる。



## II 誤りやすいポイント

### 3. 基本金改正内容 ② 第4号基本金～経過措置

<b>適用時期</b>	・平成27年度(都道府県知事を所轄庁とする学校法人の場合は、平成28年度)以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用。
<b>経過措置</b>	
<b>平成27会計年度に係る計算額</b>	・平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の金額に基づき、旧算定式により計算する。 ・上記の計算額につき、前年度の保持すべき金額を下回るときは、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。また、100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときも前年度の保持すべき金額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。(旧基準の特例が適用)
<b>平成28会計年度に係る計算額</b>	・平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合、その差額を取崩しの対象としなければならない。
<b>都道府県知事所轄法人の特例</b>	・都道府県知事所轄の学校法人については、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」に読み替える。

・計算式の変更及び基本金の取崩しの影響があるのは、平成28会計年度に係る計算書類以降。

・平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合、前年度の基本金の額の100分の80～100未満の範囲の場合も、その差額を取崩しの対象としなければならない。

## 関連Q&A ～

### 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

**Q** 第4号基本金に相当する資金は本当に自己資金でなく、借入金でもよいのでしょうか？良いとすれば何のための注記なのでしょう？

**A** 借入金は他人資本とも言われ、銀行などから借り入れるためには担保や一定の信用力が必要となりますので、**借入できない、あるいは借入してもなお資金が足りない場合が経営困難**と考えられており、その場合には対策も含めて注記することが求められています。そのため借入金によって年度末において第4号基本金に相当する資金が確保されている場合であっても、自己資金で確保しているときと同様に資金を有していることとなりますので、その旨の注記を行います。

なお、学校法人会計基準第34条第7項により必ず記載すべき注記事項であり、学校法人会計基準第七号様式においても示されている注記であることから**資金を有している場合であっても省略できないこと**に留意が必要です。また、第4号基本金に対応した特定資産はその計上が必要とされているものではありませんが、任意に計上している場合には第4号基本金に相当する資金に含めて注記します。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 **該当しない場合は以下のいずれかの注記が必要**

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金

現金預金 ×××円

有価証券(※1) ×××円

〇〇特定資産(※2) ×××円

計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

**[資金を有している場合の一般的な記載例]**

○ 第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

**[知事所轄の特例により組入れていない場合の記載例]**

○ 学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。

**注) 4号特定資産の積立は必須ではない。**

## II 誤りやすいポイント

### 4. その他改正論点 ① 固定資産の評価

～学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)(以下、第8号通知という。)より～

- 大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じている。
- そうした状況にある固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から**除くことができる**こととする。

有姿除却等損失として処理することができる場合	摘要
前提: 保有する有形固定資産又は無形固定資産について現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にあるもの	土地、無形固定資産も条件①～③に該当すれば評価の対象となる。
条件① 固定資産の使用が困難である場合 個別的な事由で使用が困難な場合は含まない。	例: 立入禁止区域にある固定資産
条件② 処分ができない場合 外部要因や事業活動に重大な支障を来すなど通常想定される方法で処分できない場合	例: 構築物が校舎と一体となっており、処分のためには長期間校舎を閉鎖しなければならない場合
条件③ 理事会(及び評議員会)の承認を得た場合 ※評議員会は寄付行為によって決議機関という位置づけとなっている場合である。	いわゆる決算承認理事会において有姿除却等損失が計上された場合は対象となった計算書類の年度に承認があったとみなす。

## 関連Q&A ～ 有姿除却等損失

**Q**  
「有姿除却等損失」は、「・・・除くことができる。」という表現ですが、任意適用でしょうか、強制適用でしょうか？

**A**  
大規模な災害等により固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じた場合には、備忘価格を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができることになりました。ただし、そのような固定資産を今後どうするかについて**理事会で決議することが要件の1つ**となっているため、そのような状況にあっても理事会決議がなければ計上できませんが、いったん理事会で決議をした場合には有姿除却等損失を計上しなければなりません。

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（抜粋）

（1）学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会（私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限り。）の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。



これまで固定資産を実際に処分しなければ除却処理できなかったものが、実際に処分できない場合でも帳簿上で除却処理できるようになりました。ただし、実務的には大規模災害があった場合や使用するためには巨額の費用がかかる場合など適用できる場面は限られると想定されます。

## II 誤りやすいポイント 4. その他改正論点 ② 有価証券の評価換え

時価で評価するかどうかの基準（実務指針4-3、4-4、4-5、4-7）

### <市場価格のある有価証券、市場価格のない債券等>

時価の下落率	著しい下落かどうかの判断
50%以上下落	著しい下落に該当する。
30%以上50%未満下落	合理的な基準を設けて判断する。
30%未満下落	著しい下落には該当しない。

特に合理的な理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復可能とは認めない。

例えば、債券については格付け機関による格付け、債券の発行会社の財政状態、債券の発行会社の経営成績の推移等から基準を明確にする必要がある。

### <市場価格のない有価証券のうち株式>

時価の下落率	著しい下落かどうかの判断
50%以上下落	著しい下落に該当する。

債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは回復可能性があるため認められるが、格付けの著しい低下、信用リスクの増大に起因した時価の著しい下落は回復見込みがあるとは認められない

## 関連Q&A ～ 有価証券の評価換え

Q

有価証券の評価に関して、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断することになりましたが、この合理的な基準はどのように設定すればよろしいでしょうか？

A

- 従来は公認会計士協会の学校法人会計問答集(Q&A)第13号において、「たとえ時価の下落率が50%未満であっても、それが「著しく低くなった場合」に該当するかどうかは、各学校法人の判断で合理的な基準を設けて判定することができるものと考えられよう。」と学校法人が任意で評価減を行う実務上の指針がありましたが、今般、25高私参第8号通知Ⅱ2.(1)において、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとするされました。
- 金融商品会計基準に関する実務指針に、以下の表①のような場合には通常回復可能性があるとは認められないとされており、合理的な基準を設定する際に実務上の参考とすることも考えられます。
- 合理的な基準は各学校法人においてそれぞれ設けられることになるため、様々なものが考えられますが、「合理的な基準」については文書をもって設定し、毎年度継続的に適用することが必要となります。
- 以下の表②に金融商品会計基準において50%程度以上下落した場合に通常回復可能性がないとされる場合を参考にして合理的な基準を作成した例を示しましたが、学校法人がより積極的に評価換えを行う方針である場合には、2～3年とされている判定期間を1年に短くしたり、格付けA格未満は評価換え判断の対象とする等、より厳しい基準としているケースもあるようです。
- なお、この例示は私見であり、合理的な基準の標準例等を示すものではなく、運用の実態等に合わせて各学校法人において設定することにご留意ください。

## 関連Q&A ～ 有価証券の評価換え(続き)

<通常回復可能性がないとされる場合を参考にした場合の合理的な基準の例>

	① 回復可能性がないとされる場合	② 合理的な基準の例
株式	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>株式の時価が過去2年間に渡り著しく下落した状態にある場合</li> <li>株式の発行会社が債務超過の状態にある場合</li> <li>2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合</li> </ul>	株式の年度末の時価が30%以上下落し、下記のいずれかに該当する場合には回復可能性がないものと判断して減損処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>株式の時価が過去2年間にわたり継続して30%以上下落した状態にある場合</li> <li>年度末時点において株式の発行会社が債務超過の状態にある場合</li> <li>株式の発行会社が3期連続で損失を計上している場合</li> </ul>
債券	信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>格付けの著しい低下があった場合</li> <li>債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合</li> </ul>	債券の年度末の時価が30%以上下落し、下記のいずれかに該当する場合には回復可能性がないものと判断して減損処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>格付機関による格付けが「投資不適格」とされるBBB未満の場合</li> <li>債券の発行会社が債務超過や2年連続して赤字決算の場合</li> </ul>

## ・ 学校法人会計基準の改正と誤りやすいポイント

I 学校法人会計基準改正の趣旨と概要

II 誤りやすいポイント

## III 改正後の計算書類・事業報告書の表示

・ 学校法人会計の最近の動向

I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

II 最近の会計・監査の状況について

III 学校法人における不正について・・・会計処理等の適正確保

## III 改正後の計算書類・事業報告書の表示

### 1. 事業報告書 ①. 文科省通知

文科省の「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成16年7月23日16文科高第304号）

- ▶ 通知には、「法人の概要」、「事業の概要」、「財務の概要」の3区分のみ
- ▶ 別添4の記載例は下記の内容のみ
- ▶ 平成25年11月27日の25文科高第616号通知でも別添4の記載例は変更なし

#### 事業報告書

- ▶ 1 法人の概要  
(例示)
  - ・ 設置する学校・学部・学科等
  - ・ 当該学校・学部・学科等の入学定員、学生数の状況
  - ・ 役員・教職員の概要等
- ▶ 2 事業の概要  
(例示)
  - ・ 当該年度の事業の概要
  - ・ 当該年度の主な事業の目的・計画
  - ・ 当該計画の進捗状況等
- ▶ 3 財務の概要  
(例示)
  - ・ 経年比較等

---

### Ⅲ 改正後の計算書類・事業報告書の表示

#### 1. 事業報告書 ② 会計士協会の研究報告

---

研究報告12号「学校法人における事業報告書の記載例について」

- ▶ 平成21年2月17日 公表
- ▶ 文科省通知では詳細が示されなかったため、平成18年度の事業報告書336件の記載状況を調査・分析し、事業報告書の記載項目や記載内容について実務の参考に供するものとして取りまとめられた。
- ▶ 比較可能性及び明瞭性の観点から具体的な例示を掲載
- ▶ 学校法人の規模が様々であることから複数の記載例示している。
  - ・ 記載例 1 大学法人を想定
  - ・ 記載例 2 幼稚園法人を想定

---

Page 37

---

### Ⅲ 改正後の計算書類・事業報告書の表示

#### 1. 事業報告書について ③ 研究報告12号の改正

---

研究報告12号「学校法人における事業報告書の記載例について」の改正

- ▶ 平成28年1月13日 改正 ⇒ 主に基準改正に伴う変更
- ▶ 「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」等への文言修正
- ▶ 収支計算書及び経年比較等に「活動区分収支計算書」を追加
- ▶ II 記載上の留意事項にも個別に例示していた【例】は、III 記載例に集約
- ▶ 財務の状況(4)その他に寄付金、補助金の状況や学校法人間取引を明示
- ▶ 主な財務比率比較は私学振興事業団の財務比率の改正と整合させている
- ▶ 新基準の様式に合わせて経年比較の例示もパターン分けして改訂

---

Page 38

### Ⅲ 改正後の計算書類・事業報告書の表示

#### 2. 計算書類 ～ 事例分析

学校		WS	KO	MJ	NH	TK	KG	KK	TJ	CUB	SBJ
計算書類 2015年度											
事業活動収入計		104,955	154,520	58,570	188,203	139,112	39,210	137,419	6,602	21,473	3,395
事業活動収入計		95,814	143,603	57,946	186,497	139,129	36,621	129,075	5,449	19,643	3,709
資産の部合計		361,646	400,870	221,554	737,268	338,122	177,629	410,133	30,790	64,424	11,635
基本金		393,318	442,746	241,668	876,075	440,510	158,298	420,033	24,642	81,014	15,811
繰越収支差額		-94,167	-140,112	-70,448	-304,844	-178,273	-9,135	-63,067	772	-33,955	-5,611
参考			病院あり		病院あり、 施設引当 繰 入14,181	病院あり		病院あり	100周年寄 附1,112		一部募集停 止(短大)
活動区分資金収支計算書	教育	12,268	14,457	5,671	17,527	13,906	未開示	16,281	未開示	4,503	未開示
収支差額	施設整備等	-7,946	-9,689	-4,656	-45,858	-11,831	"	-9,963	"	-2,561	"
	その他	-4,866	-6,855	1,309	28,902	-3,138	"	-186	"	-1,286	"
事業活動収支計算書	教育	3,080	5,904	-255	1,224	2,912	1,875	7,002	1,119	1,091	-458
収支差額	教育外	2,122	3,247	561	1,742	177	269	239	74	-68	4
	特別	3,939	1,738	317	-1,261	-3,106	444	1,101	-41	807	139
	小計(組入前)	9,141	10,889	623	1,705	-17	2,588	8,342	1,152	1,830	-315
	組入	-5,190	-14,491	-948	-13,302	-4,500	-3,981	-19,783	-270	-1,120	-181
	当年度	3,951	-3,574	-325	-11,597	-4,516	-1,392	-11,439	882	710	-459
過年度修正額	収入	22	25	266	"	3	-	"	1	-	-
	支出	4	14	2	"	詳細未開示	3	"	1	1	-
教育区分での撤去費用等		-	-	-	詳細未開示	詳細未開示	-	詳細未開示	-	-	-
教育外収支の列挙項目以外 有姿除却等損失	土地信託	-	-	-	"	"	-	"	-	-	-
特別収支の列挙項目以外	土地信託 特別収支	-	-	-	"	"	-	"	-	-	-
貸借対照表											
第2号基本金引当特定資産	①ひとつを 1行で表示	①	①	①	①	①	ひとつだが 2段書き	従来より第2号 基本金引当資 産	①	-	-
第4号基本金注記		-	-	-	注記未開示	注記未開示	-	注記未開示	-	-	-
学校法人間取引注記	人件費負 担10M	-	-	-	"	"	-	"	-	-	-



### Ⅲ 改正後の計算書類・事業報告書の表示

#### 3. 事業報告書 ～ 事例分析 経年比較

学校	WS	KO	MJ	NH	TK	KG	KK	TJ	CUB	SBJ
事業報告書 経年比較										
貸借対照表	5年 組替	5年 組替	5年 組替	5年 組替	並べて表示	5年 組替	5年 組替	-	6年 組替 せず、3年 組替と併記	5年 組替
資金収支計算書	-	5年 付随事 業・収益事業 として台算	5年 組替	5年 組替	並べて表示	5年 組替	"	-	"	5年 組替
活動区分資金収支計算書	-	-	5年 組替	-	-	-	5年 組替 区分別途3 年	-	-	-
事業活動収支計算書	5年 組替	5年 組替	5年 組替	5年 組替	並べて表示	5年 組替	"	4年 旧基 準に組替	6年 組替 せず、3年 組替と併記	5年 組替
財務比率	5年 組替	5年 組替 但し過去な かった指標は データなし	5年 組替	5年 組替	5年 算式を 新旧併記し 並べている	5年 組替	5年組替、運 用資産別途 3年	"	5年 組替 せず、3年 組替と併記	5年 組替
ページ数										
法人の概要	2	14	10	18	12	7	2	12	4	4
事業の概要	26	13	34	88	41	3	2	21	4	25
財務の概要	8	21	15	16	33	28	10	7	10	6
合計	36	48	59	122	86	38	14	40	18	35



・ 学校法人会計の最近の動向

I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

II 最近の会計・監査の状況について

III 学校法人における不正について・・・会計処理等の適正確保

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況 会計基準改正の動向

1. 25文科高第90号「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」平成25年4月22日（改正基準）・・・学校法人会計基準（新旧対照表、同別表、同様式）
2. 25高私参第8号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」平成25年9月2日（第8号通知）
3. 25高私参第9号「「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」平成25年9月2日（第9号通知）
4. 学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（通知）平成25年11月27日（事業報告書通知）
5. 大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について（通知）平成25年11月27日（附属病院通知）
6. 「「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」（平成26年1月14日）（実務指針）他順次改定中

▶ 末尾の（ ）内はこのテキストで使用する略称をいう。

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計・監査に関する委員会報告等 ①

- ・平成26年1月14日 公表（HP掲載1月17日）
  - ▶ 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針（以下、基準改正実務指針という）
  
- ・平成26年7月29日 改正（HP掲載8月29日）
  - ▶ 学校法人委員会報告第42号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針
    - ▶ 従来「その他ソフトウェア」としていたものを「管理用機器備品」と平衡を合わせて、「管理用ソフトウェア」として表示しても差し支えない
    - ▶ その他、「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」等への文言修正のみ
  
  - ▶ 学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関するQ&A」
    - ▶ 「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」等への文言修正や、不要となった記述の一部削除（Q5）のみ

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ②

- ・平成26年7月29日 改正（続き）
  - ▶ 学校法人会計問答集（Q&A）第7号「内部取引の表示について」
    - ▶ 資金収支計算書の記述内容に「活動区分資金収支計算書」を加える（Q5他）等の文言修正のみ
  
  - ▶ 学校法人会計問答集（Q&A）第11号「学校法人における土地信託の会計処理について」
    - ▶ 科目を「資産運用収入」から「受取利息・配当金収入」（Q5他）等への文言修正のみ
  
  - ▶ 学校法人会計問答集（Q&A）第13号「有価証券の評価等について」
    - ▶ 基準改正実務指針に移行されたものを削除（旧Q7～9）
    - ▶ 仕組債や投信の特別配当について追加（新Q10～12）  
⇒ 次ページ参照
    - ▶ その他、順番入替や「教育活動外収支」の区分を追加する等の文言修正

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ③

・平成26年7月29日 改正 「有価証券の評価等について」（追加論点続き）

- ▶ Q10 仕組債の50%以上の下落は評価替えすべきか
  - ▶ 債券にデリバティブが組み込まれた複合金融商品全体の時価が把握できることから、債券に準じて「著しく低くなった場合」に該当する
  - ⇒ 回復が可能と認められるときを除き評価換えを行う
- ▶ Q11 仕組債の30%以上50%未満の下落は評価替えすべきか
  - ▶ Q10と同様に債券に準じて「著しく低くなったと判断する合理的な基準」を設けて、每期継続的に適用する
  - ⇒ 合理的な基準を元に評価換えの要否を検討する
- ▶ Q12 投資信託の特別配当の処理
  - ▶ 元本の払戻しの性格
  - ⇒ 「有価証券」を減額、「投資信託特別分配金収入」等の科目で表示

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ④

・平成26年9月3日 改正（HP掲載9月30日）

- ▶ 学校法人委員会研究報告第26号「人件費関係等について」の公表並びに学校法人会計問答集（Q & A）第3号及び第4号の廃止
  - ▶ 第3号「人件費関係」及び第4号「人件費関係等（その2）」を26号に統合
  - ▶ 「助教授、助手等」を「准教授、講師等」とする(Q4)等一部アップデートのみ
- ▶ 学校法人委員会研究報告第5号「受託事業等の会計処理について」
  - ▶ 「帰属収入」又は「消費支出」を「教育活動収支の収入」又は「事業活動支出」とする（Q7）等の文言修正のみ
- ▶ 学校法人会計問答集（Q & A）第6号「教育研究経費と管理経費の区分について」
  - ▶ 「事業収入」から「付随事業・収益事業収入」（Q5,6）等への文言修正のみ

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑤

- ・平成26年9月30日 改正（HP掲載10月24日）
  - ▶ 学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」
    - ▶ 監査上の取扱いから不要な過去の変更時の経過措置を削除
    - ▶ その他、「事業収入」から「付随事業・収益事業収入」等への文言修正のみ
  
- ・平成26年12月2日 改正（HP掲載12月26日）
  - ▶ 学校法人委員会実務指針第44号「「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針（9月30日公開草案）」
    - ▶ 1-1-2 繰入の調整計算に「掛金を財源としない交付金」の記述を追加  
⇒ 次ページ参照
    - ▶ 1-5 変更時差異の特別繰入額は「特別収支」に計上される旨を追加
    - ▶ 1-13 平成22年当時の早期適用の可否に関する特有論点のため削除
    - ▶ 2-1 デリバティブ取引による損失は「特別収支」に計上される旨を追加
    - ▶ 旧2-2 2-1に伴い当該損失を管理経費に計上して4号を計算とのQを削除

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑥

- ・平成26年12月2日「退職給与引当金の計上等に係る統一通知」(1-1-2 続き)
  - ▶ 改正の趣旨
    - ▶ 従来から会計処理が変更された訳ではないが、今後も掛金を財源としない交付金が支給される可能性もあるため、基準改正に伴う修正に合わせてより明確に記載した。
  
  - ▶ 追加された留意点
    - ▶ 掛金を財源としない退職資金の交付額は、調整計算において交付金累積額に含めないこと
    - ▶ 1-1-2 追加記載部分  

また、私大退職金財団からの退職資金の交付金は、原則として掛金のみを財源としているが、掛金を財源としない交付金が支給される場合がある。この掛金を財源としない交付金については、繰入調整額の計算(掛金の累積額と交付金の累積額の差額)において、交付金の累積額には含めない。したがって、調整計算上、交付金の累積額は、財源が掛金部分のみによることになる。

⇒ 参考：（月報私学 平成23年2月第158号 事業団HP参照）

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑦

・平成26年12月2日 改正 (HP掲載12月26日) (続き)

- ▶ 学校法人委員会研究報告第15号「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ & A」の改正について
  - ▶ 1-1, 3-3 4号基本金に相当する資金を有していない場合の注記を追加
  - ▶ 1-1(3) 計算書類が「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」に変更され「帰属収入からの組入れ」という表示ではなくなったことに伴う変更  
(留意点) ⇒ 収支の均衡の状態を明らかにするという従来の考え方は維持されている
  - ▶ 1-1-2 (新設) 基本金組入れの考え方に変更はあるか  
⇒ 従来 帰属収入－基本金組入額  
改正後 (事業活動収入－事業活動支出)－基本金組入額  
(留意点) ⇒ 従来からの考え方に変更はなく、長期的な収支の均衡状態に加えて毎年度の収支の均衡状態も把握可能となった
  - ▶ その他、上記に伴う修正と「第2号基本金引当特定資産」等の科目の文言修正

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑧

・平成26年12月2日 改正 (HP掲載12月26日) (続き)

- ▶ 学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ & A」の改正について
  - ▶ Q1 「4号基本金」及び「学校間取引等」の記載を追加
  - ▶ Q3 「活動区分ごとの調整勘定の注記」「退給特別繰入」等の記載を追加
  - ▶ Q12 「会計方針の変更等」の記載のアップデート (取扱いに特に変更はない)
  - ▶ Q13 「4号基本金」の注記例を追加 (但し4号引当特定資産は例示していない)
  - ▶ Q14 「有価証券の時価情報」②種類別明細表に科目ごとの区分の例を追加
  - ▶ Q17 「デリバティブ解約損」の記載を追加 (P7,2-1 統一通知参照)
  - ▶ Q29-2 「学校法人間取引」の重要性の考え方、担保や保証の注記例を追加
  - ▶ その他、基準改正に伴う文言修正と不要な経過措置 (Q19, Q31) を削除

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑨

- ・平成27年8月12日 公開草案、 同年10月16日 改正
  - ⇒ 実務指針で文言修正以外の実質的な改正があるものはパブコメ実施、平成27年8月以降の実務指針は新起草方針に従い新様式にて改正
  - ▶ 委員会報告39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」  
本文部分を実務指針39号として16号の一部を取り入れて新様式で改正  
実質的な内容の変更はない
    - ▶ II-1-6. 第2段落を16号から移行し、解説から下線部を追加  
また、補助金収入（・・・助成金を含む。）に該当しない金銭その他の資産の贈与又は助成を受けたときは、雑収入として処理された祝い金等を除き、寄付金収入として処理するものとする。
  - ▶ 委員会報告16号「補助金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」  
委員会報告としては廃止、39号の解説部分とともに研究報告に移行

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑩

- ・平成27年8月12日 公開草案、 同年10月16日 改正
  - ▶ 実務指針36号「助成法監査の取扱い」  
文言修正と財務報告の枠組みを記載、実質的な内容の改正はない
    - ▶ 新起草方針に従い新様式にて改正
    - ▶ 一般目的の財務報告、適正性の枠組みであることを明記 ⇒変更なし
    - ▶ 本文及び監査報告書の文例において、「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」等への文言修正
    - ▶ 限定意見、不適正意見の根拠の影響額の記載を新基準に合わせて変更  
⇒「教育活動収支差額」「当年度収支差額」などの区分収支差額を入れた
    - ▶ II-5-(5) 26. 「追記情報の留意点」において、第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記は、いわゆる継続企業の前提の注記には該当しない旨追記

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑪

・平成27年8月12日 公開草案、同年10月16日 改正

▶ 実務指針40号「財産目録監査の取扱い」

特別目的の財務報告、準拠性の枠組みとして新たに整理し改正

▶ 新起草方針に従い新様式にて改正

(「財産目録」は、特定の利用者のために作成されるものであり、追加開示の規定がない)

- 利用者に対する注意喚起を記載しなければならない（「追記情報」）
- 配布及び利用制限の付記を適切に判断

▶ 貸借対照表との整合性（取得価額ベース）

▶ 不動産は、登記簿謄本の記載内容と一致

▶ 不動産以外（機器備品や図書など）は、内部管理資料やその他の書類との整合性

▶ 様式の整理に伴い、「重要な会計方針」を記載することとされた（様式第6号その1）

▶ 監査意見の表現が変更されているが、保証の程度に差はない

▶ 財政の状態を正しく示している ⇒ 様式等に準拠して作成されている

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑫

・平成27年10月16日 公表

▶ 研究報告14号「理事者確認書Q&A」

・36号、40号の改正に伴う見直し、実質的な内容の改正はない

・Q4(8)及び(9)に下記の2点を確認事項の例として追加

(8) 第4号基本金相当の資金を有していない場合の対策に関する理事者の見解

(9) 計算書類に注記しているものを除き、重要な学校法人間の取引はない旨

▶ 研究報告31号 寄付金収入・補助金収入に関する留意事項

16号、39号の改正に伴う見直し

従来から実務上参考とされていることから実務指針に改正された本文部分以外の解説部分を研究報告に移行し、基準改正等に伴い下記事項を追加

- ・事業活動収支計算書及び活動区分資金収支計算書における区分
- ・就学支援金・・・授業料収入に充当され補助金ではない旨
- ・補助金の返還・・・特別収支の過年度修正額とはならない旨

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑫続き

#### ▶ 研究報告31号 寄付金収入・補助金収入に関する留意事項

⇒ 周辺会計・関連団体の監査：下記の後援会等を監査範囲に含めたか否かの判断などについて監査調書への記載が求められよう。

#### ▶ (3) 後援会等の取扱い

- ▶ 後援会等は学校法人とは別の団体であり、これらの団体は監査範囲に含まれず、寄付金募集がこれら団体を通じて行われたとしても、これらの団体が**当然に監査の対象になるというものではない**。
- ▶ しかし、学校法人が収受・計上すべき寄付金を後援会等が収受していないかという観点から、寄付金の受入手続の適正性に関し監査事項に指定がない場合であっても、**監査人が必要と認めた場合**、後援会等から学校法人への資金の流れだけでなく、寄付者から後援会等への資金の流れについても、**後援会等の同意・協力を得て監査の対象とすべき**と考えられる。この場合、**後援会等の団体の会計全体を監査範囲とすることを意図しているものではないが**、後援会等の態様及び活動状況等の実情により、後援会等の会計の全体を監査範囲とするかどうかは、監査人が判断するところとなる。
- ▶ なお、大学の場合には、事務次官通知第454号において、入学者又はその保護者等関係者から寄付金又は学校債を募集する場合には後援会等によらず、学校法人が直接処理することとされているので、この通知を遵守しているかどうかについて、必要な監査手続を実施することが求められ、後援会等の団体への資料提供の依頼に関し、**後援会等の同意・協力が得られない場合には、少なくともその旨を参考事項として記載することとなる**。
- ▶ また、これにより、計算書類に記載された寄付金の計上額の妥当性について十分かつ適切な監査証拠が得られない場合には、**監査範囲の制約となり、意見を限定するか又は意見を表明しないかの検討を行う**。

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑬

#### ・平成27年11月12日 改正

- ▶ 学校法人委員会研究報告第9号「寄付金収入の監査手続」の改正について
  - ⇒ 通知等を受けての内容の大幅な改定はない（12月24日の通知も同様）
  - ▶ 基準改正に伴う実証手続の追加
    - ・ 寄付金収入「4. 特別寄付金の検証」に特別収支の施設設備寄付金への分類等を記載
    - ・ 現物寄付「5. 現物寄付の表示の検討」を新設
  - ▶ 「消費収支」から「事業活動収支」等への文言修正
  - ▶ 監基報の改正に伴う用語等のアップデート
    - ・ 監査要点 ⇒ アサーション
    - ・ 計算書類項目レベル ⇒ アサーション・レベル 他

#### ・平成27年12月28日 公表

- ▶ 学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」の公表について
  - ⇒ II 1. 子ども・子育て新制度への対応の項目参照

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑭

平成27年12月28日 公表

- ▶ 学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」の公表について
- ▶ 背景で助成法監査と任意監査の取扱いを整理して解説
  - ▶ 特別補助（預かり保育推進補助や私立幼稚園特別支援教育事業費補助等）の私学助成を受けている施設  
経常費補助を受けているので助成法監査の対象となる。ただし補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは免除される。  
・・・免除申請しなければ助成法監査のまま
  - ▶ 私学助成を一切受けなくなる施設 助成法監査は不要
  - ▶ 任意監査（私学助成法第14条第3項に準ずる公認会計士等による監査）を受けた場合の監査報告書の取扱い等を整理  
変更点 「規定に基づく」を「規定に準じた」とし、告示を削除
- ▶ 監査報告書のひな形等を主に実務指針36号と異なる部分を整理
- ▶ 付録として内閣府の自治体向けFAQ第11版の抜粋を掲載

Page 57

学校法人会計基準の改正及び実務指針の内容について

## I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑮

平成28年1月13日 公表 ～表示関係～

- ▶ 研究報告8号「計算書類の様式等及び科目別のチェックリスト」  
新様式に合わせて活動区分資金収支計算書も加えて改訂  
3つの収支計算書の関連チェックリストを新設  
大科目については金額がなくても省略できない旨追記
- ▶ 研究報告33号「学校法人計算書類の表示について（その1）」  
委員会報告20号「学校法人計算書類の表示について（その1）」は廃止  
附属明細表の記載例を網羅し、研究報告第33号として改訂  
固定資産・借入金・基本金（部門別の例も追加）の各明細表の記載例  
第2号・3号基本金の計画集計表と組入れ計画表の記載例を追加
- ▶ 研究報告12号「事業報告書の記載例について」  
新基準の様式に合わせて経年比較の例示もパターン分けして改訂

Page 58

学校法人会計基準の改正及び実務指針の内容について

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 1. 最近公表された会計に関する委員会報告等 ⑯

平成28年1月13日 公表 ～監査関係～

- ▶ 研究報告19号 「学校法人監査における監査計画書及び意見形成時の監査調書の様式例と記載上の留意事項」

監基報に合わせたアップデート及び文言修正等を加味して改訂

- ▶ 研究報告23号 「監基報315虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A」

監基報に合わせたアップデート及び最近の通知、文言修正等を加味して改訂

平成28年4月12日 公表

- ▶ 研究報告11号「委託審査制度における審査資料の様式例」

中小事務所等施策調査会研究報告第2号の改正に伴い改訂

研究報告19号 「学校法人監査における監査計画書及び意見形成時の監査調書の様式例と記載上の留意事項」との整合にも留意

財産目録監査の審査資料の様式例も追加

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 2. 本年度の公認会計士協会の学校法人委員会の活動状況

### ・学校法人専門委員会の活動状況

専門委員会	諮問
学校法人会計基準改正対応専門委員会 ⇒名称変更し継続予定	学校法人会計基準の改正を踏まえた学校法人の会計に関する実務指針の新設及び見直しを検討されたい。
監査実務指針等見直し専門委員会 ⇒名称変更し継続予定	学校法人の監査に関して既に公表されている実務指針等について学校法人会計基準の改正に対応した見直しを行うとともに、その他学校法人の監査に係る諸問題について検討されたい。
学校法人監査のあり方検討専門委員会 ⇒監査実務に統合し継続予定	学校法人監査の実施状況を調査されたい。
知事所轄学校法人監査対応専門委員会 ⇒そのまま継続予定	都道府県知事所轄学校法人の監査に係る諸問題のうち都道府県共通の課題について検討されたい。

# I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

## 3. 今後の公表予定

引き続き基準の改正と関連規則の改正に伴い、以下の研究報告の改訂を検討中

- ▶ 研究報告21号 「認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」  
社会福祉法人会計基準等の改正に伴い改訂の可否を検討中
  - ▶▶▶ そもそも資金収支計算分析表の作成が不要となった  
積立金・資産明細書は引き続き作成が必要  
会計処理等をまとめたIV共通事項等は残すべきではないか？
  
- ▶ その他
  - ・ 基準改正により順次改定された実務指針や研究報告の整合性確認
  - ・ 基準改正による適用初年度の計算書類の実務的な事例を研究し、さらなる改正の可否を検討
  - ・ 監査ツール類の充実・アップデートにつき検討

## INDEX

### ・ 学校法人会計の最近の動向

I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

### II 最近の会計・監査の状況について

III 学校法人における不正について・・・会計処理等の適正確保

## II 最近の会計・監査の状況について

### 1. 子ども・子育て新制度への対応 ①

#### ・ 制度の概要

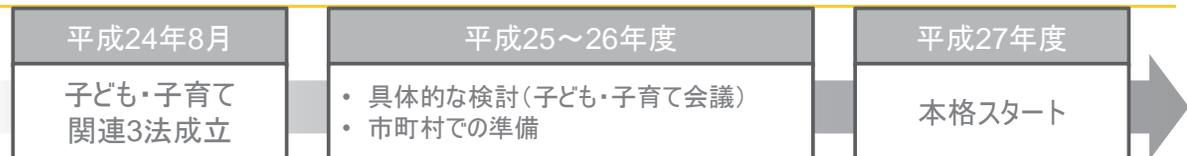
- ▶ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）を創設
- ▶ 平成27年度より新制度へ移行開始
- ▶ 現行制度の幼稚園は、引き続き私立学校振興助成法の補助金を受けることも、新制度の施設型給付を受けることも可能

#### ・ 監査制度

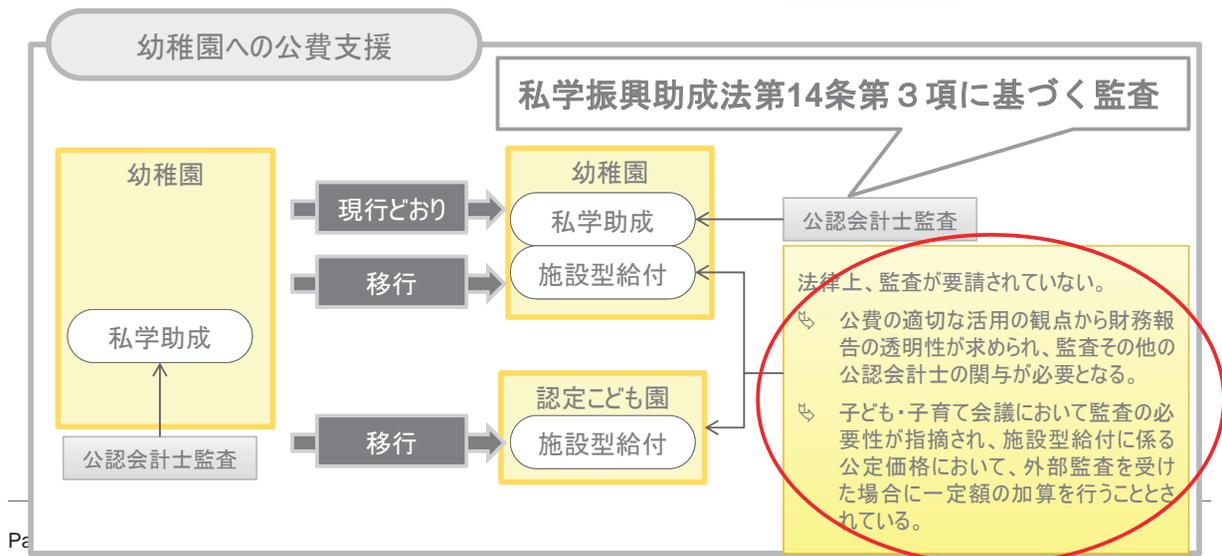
- ▶ 施設型給付を受ける法人は現行の私学助成の交付を受ける幼稚園の取扱いを踏まえ、公認会計士または監査法人の監査を基本とするか
  - ⇒ 外部監査を受けた場合に一定額の加算
  - 外部監査を実施した場合には、市町村等による会計監査の対象外
- ▶ 幼稚園から移行した認定こども園の監査
  - 助成法監査から外れて任意監査を実施する場合について、会計・監査に関する研究報告や監査契約書のひな形を作成

## II 最近の会計・監査の状況について

### 1. 子ども・子育て新制度への対応 ②



- ・ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付の創設 → 施設型給付



---

## Ⅱ 最近の会計・監査の状況について

### 1. 子ども・子育て新制度への対応 ③

---

#### ・ 制度対応に係る検討

- ▶ **監査報告書・監査契約書**・・・研究報告第32号と任意の監査契約書ひな形を掲示
  - ▶ 外部監査の根拠、監査対象等
  
- ▶ **会計処理**・・・内閣府FAQが順次改定されている
  - ▶ 入園受入準備費・入園料
  - ▶ 施設型給付費の収入・補助金
  - ▶ 内閣府FAQに会計基準・外部監査の項目あり 自治体向け、事業者向け
  
- ▶ **区分経理**
  - ▶ 認定こども園、幼稚園、保育所
  
- ▶ 文科省への寄附行為の認可申請にあたり、廃止・設置を伴う場合には財産目録監査が必要(幼稚園型など廃止・設置を伴わない場合はみなし認可のため不要)

---

## Ⅱ 最近の会計・監査の状況について

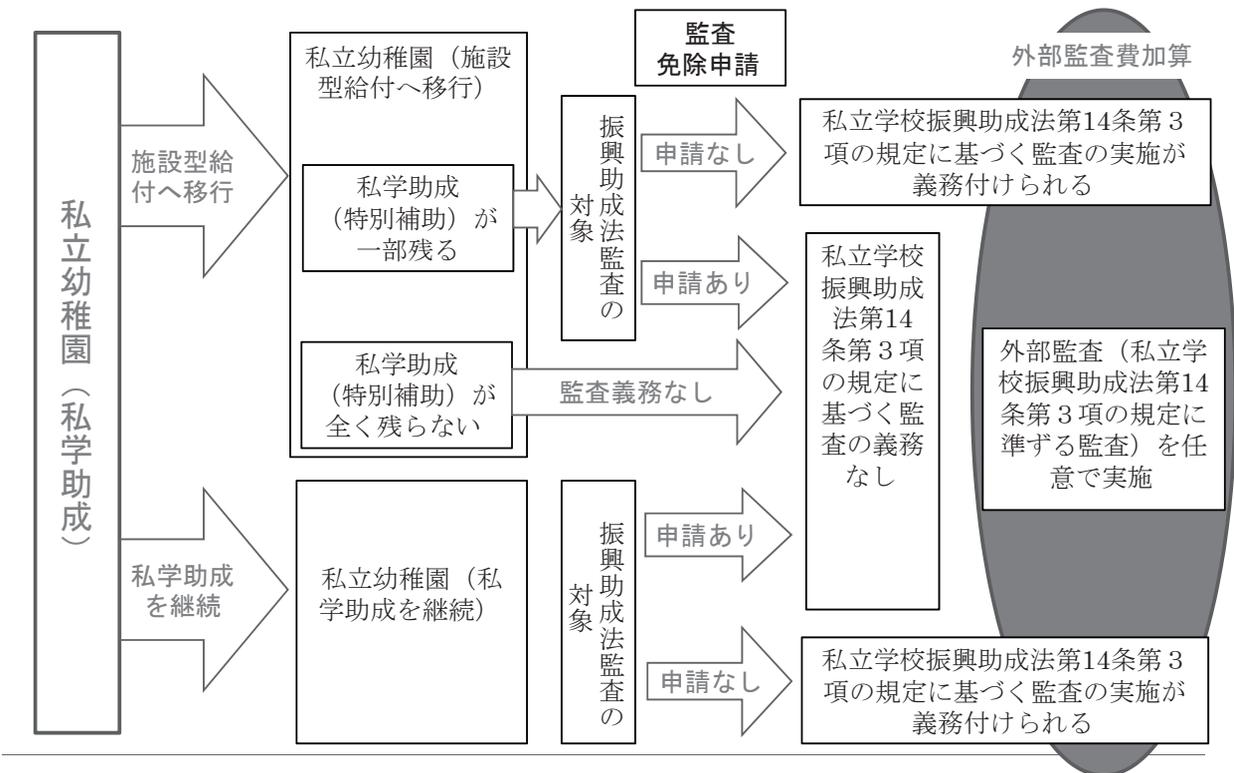
### 1. 子ども・子育て新制度への対応 ④

---

#### ・ 平成27年12月28日 公表

- ▶ 学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」の公表について
  
- ▶ 背景で助成法監査と任意監査の取扱いを整理して解説
- ▶ ・ 特別補助（預かり保育推進補助や私立幼稚園特別支援教育事業費補助等）の私学助成を受けている施設
  - ⇒ 経常費補助を受けているので助成法監査の対象となる。ただし補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは免除される。
    - ・・・免除申請しなければ助成法監査のまま
- ▶ ・ 私学助成を一切受けなくなる施設 ⇒ 助成法監査は不要
- ▶ ・ 任意監査（私学助成法第14条第3項に準ずる公認会計士等による監査）を受けた場合の監査報告書の取扱い等を整理
  - 変更点 ⇒ 「規定に基づく」を「規定に準じた」とし、告示を削除
- ▶ 監査報告書のひな形等を主に実務指針36号と異なる部分を整理
- ▶ 付録として内閣府の自治体向けFAQ第11版の抜粋を掲載

II 最近の会計・監査の状況について  
 1. 子ども・子育て新制度への対応  
 ⑤ 施設型給付と会計士監査



II 最近の会計・監査の状況について  
 1. 子ども・子育て新制度への対応  
 ⑥ 施設型給付と会計処理 1/4

項目	内容
検定料	新制度の費用徴収ルール（運営基準）の対象外。民事・消費者契約として引き続き適切に運用。納付後の入園辞退時は返還不要。（辞退者からのみ手数料を徴収することも考えられる。なお、従来の入園料のうち「入園地位の対価」に相当するものは、利用者負担制度との関係上新制度では想定されない。
入園受入準備費	
基本負担額	国基準（上限）の範囲内で世帯所得等に応じて市町村の定める額（基本保育料）で毎月徴収するもの
特定負担額	公定価格で賄えない費用で、教育・保育の質向上の対価（特定保育料） （使途を示す費目例）施設設備費、施設維持費、特定職員配置費、特定職員人件費、研修充実費、〇〇教育費、〇〇職員雇用費等
実費徴収	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項各号に掲げる費用 ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、②行事への参加に要する費用、③食事の提供に要する費用（給食）、④施設に通う際に提供される便宜に要する費用（スクールバス）、⑤その他

内閣府子ども・子育て本部「自治体向けFAQ【第11版】平成27年11月11日」参照

Ⅱ 最近の会計・監査の状況について  
 1. 子ども・子育て新制度への対応  
 ⑥ 施設型給付と会計処理 2/4

	大科目	小科目	備考
検定料	手数料収入	入学検定料収入	従来どおり。入学検定を行った年度で収入計上。
従来の入園料	手数料収入	入園受入準備費収入	入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価。入園手続きを行った年度に収入計上
	学生生徒等納付金収入	特定保育料収入	教育・保育の対価。 小科目に用途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目をを用いること。 前受金処理（入園年度に収入計上）。
基本負担額	学生生徒等納付金収入	基本保育料収入	
特定負担額	学生生徒等納付金収入	特定保育料収入	小科目には用途を示す費目を付記することも考えられる。 例：特定保育料収入（施設整備費）など
実費徴収	-	-	従来どおり、実費徴収の実態に応じて科目が選択される
施設型給付費	補助金収入	施設型給付費収入	

Ⅱ 最近の会計・監査の状況について  
 1. 子ども・子育て新制度への対応  
 ⑥ 施設型給付と会計処理 3/4

大科目	小科目	備考
学生生徒等納付金収入	授業料収入	
	入学金収入	
	実験実習料収入	
	施設設備資金収入	
	基本保育料収入	利用者負担額（基本負担額）
	特定保育料収入	特定負担額 費用の性質が教育保育の対価としての「入園料」
手数料収入	入学検定料収入	検定料
	試験料収入	
	証明手数料収入	
	入園受入準備費収入	費用の性質が、入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての「入園料」の場合
補助金収入	国庫補助金収入	
	地方公共団体補助金収入	
	施設型給付費収入	施設型給付

## II 最近の会計・監査の状況について

### 1. 子ども・子育て新制度への対応

#### ⑥ 施設型給付と会計処理 4/4

	会計処理の部門	移行に伴う収支	教管区分
幼稚園	幼稚園として1部門		
幼保連携型 認定こども園	認定こども園として 1部門	全ての施設が新たに認可（みなし認可を含む）を受けることとなるため、従来の学校新設等の場合の会計処理と同様、移行に伴う収支（前受金や施設整備等の準備経費など）は法人部門に計上し、移行後必要に応じて、こども園部門に適宜振替処理等を行うこと。	教育・保育施設（支援法第7条第4項）として教育・保育を一体的に提供していることから、管理経費に該当する経費等を除き、教育研究経費として取り扱う
幼稚園型認定こども園 （単独型）	認定こども園として 1部門	幼稚園又は現行の幼稚園型認定こども園から新制度の幼稚園型認定こども園に移行する場合は、新たに認可を受ける施設が無いことから、移行に伴う収支は、引き続き、幼稚園部門に計上すること。	教育・保育施設（支援法第7条第4項）として教育・保育を一体的に提供していることから、管理経費に該当する経費等を除き、教育研究経費として取り扱う
幼稚園型認定こども園 （並列型・接続型）	認定こども園として 1部門		

- \* 保育教諭の人件費： 「教員人件費」に計上。幼保連携型認定こども園に関しては、認定こども園法一部改正法附則第5条の規定により、保育士資格のみを有する者が保育教諭となることも可能とされているため、当該規定により保育教諭となる者については、「教員人件費」として計上することになる。
- \* 保育士の人件費： 「職員人件費」に計上

## II 最近の会計・監査の状況について

### 2. 決算留意事項～退職給与引当金

- ▶ 東京都私学財団 退職資金事業制度 平成27年4月1日から交付指数が変更  
⇒ 影響は各法人の退職金規定による・・・交付金と同額か？  
～期末要支給額から交付金を控除している場合引当が増加し負担増となる  
～交付金と同額であれば従来通り引当不要
- ▶ 引当金の計上要件  
将来の特定の事業活動支出であり下記要件を満たす場合当年度の負担に属する額を計上する
  - ・ その発生が当年度以前の事象に起因し
  - ・ 発生の可能性が高く
  - ・ かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合
- ▶ 私立大学退職金財団（大学法人）
  - ・ 修正賦課方式（その年度の交付金の額に見合うだけの資金を集めて配分されるのみ）  
⇒ 調整計算あり、制度脱退時に掛金累計額と交付金累計額の差額が精算される
- ▶ 私立学校退職金団体（知事所轄法人）
  - ・ 事前積立方式（将来必要とされる交付金に要する資金を事前に積み立てていく）  
⇒ 調整計算なし、但し積立不足の団体も多い・・・掛金upや交付指数の変更に留意

## II 最近の会計・監査の状況について

### 3. その他の留意事項 ①～マイナンバー制度

▶ 学校法人に求められる対応作業

関与部門が多岐に渡ることから、部門間の責任分担に関する事前の調整が重要

分類	必要な準備作業等	想定所管部門
組織	・ 対応プロジェクト体制 ・ マスタースケジュールの作成 ・ 規程類の見直し ・ 教職員等への教育研修・周知徹底	人事、総務 経理、法務 各学部・研究科 など
業務 プロセス	・ 対象業務の洗い出し ・ 業務フローの追加・修正 ・ 業務担当者の明確化 ・ 業務手順書・マニュアルの改訂	
システム	・ システムへの影響度調査 ・ システム改修 ・ 操作手順書の改訂	情報センター
情報管理	・ セキュリティ要件における過不足の検討 ・ モニタリング体制の確立・実施	情報センター 人事 など

## II 最近の会計・監査の状況について

### 3. その他の留意事項 ②～リバースチャージ

▶ 国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直し ～ 図書の電子化に伴い該当するケースあり

- ▶ 電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正
- ▶ この電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」と「消費者向け電気通信利用役務の提供」とに区分され、前者については、国外事業者から当該役務の提供を受けた**国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」**が導入  
⇒学校法人も「事業者」に該当し、今後この「リバースチャージ方式」による申告・納税が必要となりうる
- ▶ この改正は、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用

・ 学校法人会計の最近の動向

I 基準改正に伴う委員会報告等の改正状況

II 最近の会計・監査の状況について

III 学校法人における不正について・・・会計処理等の適正確保

## III 学校法人における不正について

### 1. 学校法人における不正のリスクの例示

#### ▶ 「不正な財務報告」と「資産の流用」に区分して例示

##### ▶ 「不正な財務報告」はいわゆる虚偽表示にあたるもの

→ 理事者が内部統制を無視する場合、監査人は内部統制に依拠することができない

##### ▶ 「資産の流用」とはいわゆる従業員不正にあたるもの

→ 内部統制の不備に起因するケースが多いため、当該リスクを防止又は発見する上で有効な内部統制を例示している

▶ これらの例示は、必ず計算書類の重要な虚偽表示の原因になる不正であると断定するものではなく、また、その原因の全てではないことに留意が必要である。

## Ⅲ 学校法人における不正について

### 2. 「学校法人における不正リスク要因」の要旨

▶ 学校法人特有の不正リスク要因を、不正による重要な虚偽の表示が行われる場合に、通常みられる三つの状況に分類

- ・ 不正に関与しようとする「動機・プレッシャー」
- ・ 不正を実行する「機会」
- ・ 不正行為に対する「姿勢・正当化」

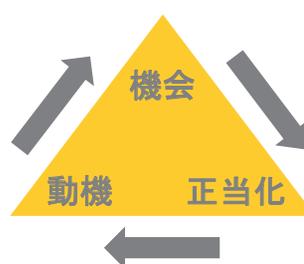
これらは一般的に不正のトライアングルと呼ばれており、三つの要素が同時にそろえば、不正が行われる可能性が高くなるといわれている。

ポイントは？

人の心を変えるのは困難

統制活動等により不正の機会を減らすこと

不正のトライアングル(3要素)



## Ⅲ - 3 不正リスクの例示

### 「不正な財務報告」 不正のリスク 1/2

項目	不正のリスク
寄付金の簿外処理	入学に関する寄付金を後援会等で收受することにより、学校会計から除外する。
補助金の不正受給	経常費補助金を不正に受給するため次のような不正処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学生数を過大(過少)に算出し学生生徒納付金を過大(過少)に計上</li><li>・ 補助金対象外の支出を補助対象項目に含めて計上</li><li>・ 教職員数を過大に算出</li></ul>
大学等の新設の財産目録に係る虚偽表示	本来負債計上すべき項目を寄付金収入や現物寄付金として処理したり、本来経費処理すべき項目を資産として処理する。
金融機関からの資金調達を確保するための虚偽表示	理事者が意図的に以下の経理操作を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 修繕費として処理すべき項目を固定資産の取得として処理</li><li>・ 減価償却資産の耐用年数を本来の年数より長くする</li><li>・ 本来計上すべき徴収不能引当金を計上しない</li></ul>

### Ⅲ - 3 不正リスクの例示 「不正な財務報告」 不正のリスク 2/2

項目	不正のリスク
補助活動に係る 収支の預り金処理	スクールバス等の補助活動を実施しているにもかかわらず、消費税等の税負担を避けるため、理事者が後援会により実施しているものとして預り金処理を行い、その収支差額を寄付金として受入処理する。
有価証券の 貸借対照表価額に 係る虚偽表示	時価が著しく下落しているにもかかわらず、担当者が意図的に評価に必要な報告を行わないため、適切な評価減が実施されない。
有価証券の時価情報に 係る虚偽表示	時価のある有価証券で巨額の含み損のある銘柄について、理事者が意図的に時価のない有価証券に含めて表示する。
関連当事者との取引の 注記事項からの 除外	関連当事者との多額の取引について、理事者が意図的に注記事項から除外する。

### Ⅲ - 3 不正リスクの例示 「資産の流用」 不正のリスク 1/5

項目	不正のリスク	内部統制
寄付金の流用	保護者からの寄付金を運動部担当の教員が受け取り、個人的な懇親会の費用等に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄付金はすべて財務部を通して收受する。</li> </ul>
補助金の流用	申請担当者が補助金を不正に受給申請し、他の用途若しくは私的に流用する。	<p><b>(1) 不正受給に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点で担当者以外の者が、申請内容の検証を行う。</li> <li>申請時点で一定の承認手続を行う。</li> </ul> <p><b>(2) 流用に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者以外の者が、機器備品等の発注や検収を行う。</li> <li>支出内容については、担当者以外の者が、実績報告と証憑書類を照合する。</li> </ul>
施設設備利用料の 流用	担当者が音楽ホール、体育館、教室又は楽器などの機器備品の使用料を報告せず私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の貸出事務と収納業務についての職務分掌を行う。</li> <li>使用料の收受は、通番管理された領収書により行う。</li> </ul>

### Ⅲ - 3 不正リスクの例示 「資産の流用」 不正のリスク 2/5

項目	不正のリスク	内部統制
消耗品の架空発注	購買担当者が業者と共謀して架空発注を行い、その代金を業者購買担当者が不当に受け取る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品の発注、検収及び支払の職務分掌を行う。</li> <li>消耗品の購入について、一定の承認手続を行う。</li> <li>購入先の選定においては、定期的に相見積りをとる。</li> </ul>
リース契約の偽装	管財担当者がリース契約書を偽造し、リース料を着服する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース契約の締結について、一定の承認手続を行う。</li> <li>リース資産について、管理台帳に登録し、定期的に実地調査を行う。</li> </ul>
工事代金の水増しによる着服	理事者と業者の結託により不当に高い価額で校舎を建設し、設備も不当に高額で購入することにより、理事者と業者の双方で差額を着服する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な取引について、理事会で事前に承認する。</li> <li>建設工事に係る請負業者決定等について、入札基準や相見積入手基準等を明確にし、契約額や建設業者を合理的に決定する。</li> <li>契約額の適切性について、第三者である専門家に評価を依頼する。</li> <li>理事長との利益相反行為については、特別代理人の選任手続を行う。</li> </ul>

### Ⅲ - 3 不正リスクの例示 「資産の流用」 不正のリスク 3/5

項目	不正のリスク	内部統制
補助活動収入の流用	担任などの出納担当者が現金を一時的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末の収支報告時のみならず、年度内においても、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。</li> </ul>
受託事業収入等の簿外処理	担当者だけで処理されることにより簿外となり、流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別授業については、名簿を作成し、当該名簿と受領金額を照合する。</li> <li>受託事業に係る契約は、学校法人名で行う。</li> <li>受託事業の収支事務は、財務部で行う。</li> </ul>
学生アルバイト代の架空請求	アルバイト代を架空請求し、他の研究若しくは私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費の使用について、発注、検収及び支払の職務分掌を行う。</li> <li>アルバイトに係る申請書類は、学生本人が人事部へ提出する。</li> <li>財務部において研究費予算の執行管理を行う。</li> </ul>

### Ⅲ - 3 不正リスクの例示 「資産の流用」 不正のリスク 4/5

項目	不正のリスク	内部統制
資産購入代金の水増し	購買担当者が通常の購入金額よりも高額で購入したり、多量に購入する。これにより、リベート（キックバック）の受領や購入品の横流し等をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の購入について、発注、検収及び支払の職務分掌を行う。</li> <li>資産の購入について、一定の承認手続を行う。</li> </ul>
現金の流用	自動販売機の現金を一時的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金の収受について、経理事務と収納業務との職務分掌を行う。</li> <li>定期的に現金実査を行い、上位者がその結果を確認する。</li> </ul>
貸付金の流用	理事者が学校法人の資金を自分が役員をしている会社へ運転資金として貸し付け、当該取引を仮払金支出として処理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な資金移動について、一定の承認手続を行う。</li> <li>理事長との利益相反行為については、特別代理人の選任手続を行う。</li> </ul>

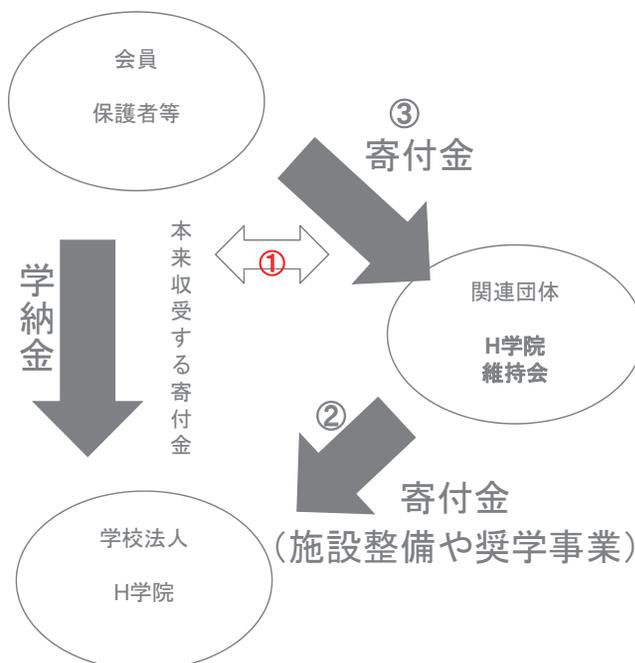
### Ⅲ - 3 不正リスクの例示 「資産の流用」 不正のリスク 5/5

項目	不正のリスク	内部統制
預り金とリベートの簿外処理	購買担当者が教材の共同購入費用として生徒から集金するが預り金計上せずに簿外処理し、業者から数量に応じたリベートを受け取り生徒に返金せず着服する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの入金、すべて学校会計を通して処理する。</li> </ul>
周辺会計における流用	後援会等の収支管理について一任されている事務担当者が現金を私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内においても、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。</li> </ul>
科学研究費補助金の流用	架空の支出を偽装する方法で当該補助金を不正に受給し、他の研究若しくは私的に流用する。	<p>(1) 不正受給に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点で担当者以外の者が、申請内容の検証を行う。</li> <li>申請時点で一定の承認手続を行う。</li> </ul> <p>(2) 流用に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当研究者以外の者が、機器備品等の発注や検収を行う。</li> <li>支出内容については、担当研究者以外の者が帳簿と証憑書類を照合する。</li> </ul>

### Ⅲ 学校法人における不正について

## 実際の不正事例

### 不正事例1 ～周辺会計に係るH学院の例 寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い



学校法人委員会報告第39号抜粋（3）後援会等の取扱い

- ① 学校法人が收受・計上すべき寄付金を後援会等が收受していないか
- ② 後援会等から学校法人への資金の流れだけではなく
- ③ 寄付者から後援会等への資金の流れについても、後援会等の同意・協力を得て監査の対象とすべき

#### <特に大学の場合>

事務次官通知第454号において、入学者又はその保護者等関係者から寄付金又は学校債を募集する場合には後援会等によらず、学校法人が直接処理することとしている

この通知を遵守しているかどうかについて、必要な監査手続を実施しなければならず、後援会等の団体への資料提供の依頼に関し、後援会等の同意・協力が得られない場合には、少なくともその旨を参考事項として記載することとなる。

また、これにより、計算書類に記載された寄付金の計上額の妥当性について十分かつ適切な監査証拠が得られない場合には監査範囲の制約となり、意見を限定するか又は意見を表明しないかの検討が必要であろう。

## 不正事例1 周辺会計に係る事例 第三者委員会報告書 ①

<p>事案の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使途不明金の発生 維持会の設立以降、22年間にわたり224百万円と多額の使途不明金が発生。領収書、帳簿等会計書類がほとんど残っていない。</li> <li>2. 平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号の不順守 「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」に含まれている「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合には、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。」という通知が遵守されず、維持会の在り方や寄附金の処理等についての議論がなされていなかった。</li> <li>3. 寄附金控除 寄附金控除制度上、「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を受けた法人等が寄附を受領した場合、寄附者は税制上の控除を受けることができるが、維持会への納付金が最終的に法人に寄附されるという理由から、維持会への寄附の寄附金受領証明書が学校法人理事長名で発行されていた。なお、その際の公印押印に関し、規程に沿った正規の手続きが取られていなかった。</li> </ol>
--------------	---

## 不正事例1 周辺会計に係る事例 第三者委員会報告書 ②

<p>原因</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使途不明金の発生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持会の会計を含む事務的作業は、発足当初から1人の担当者で行っていた。</li> <li>・ 監事による監査が行われていなかった。</li> </ul> </li> <li>2. 平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号の不順守 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該通知の受領時にその内容や維持会の在り方等について協議検討がなされていなかった。</li> <li>・ 重要文書であるにもかかわらず、適切な対応や文書管理が行われていなかった。</li> <li>・ 重要な文書に対する問題意識の希薄さ、文書管理を含めた文書の取扱いの運用面での不十分さなど、管理運営体制に問題があった。</li> </ul> </li> <li>3. 管理体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な案件に対する協議・検討が不十分であり、また規程に沿った公印押印手続きがなされていないなど、コンプライアンス上の問題があり、管理運営体制に問題があった。</li> <li>・ 長年にわたり1人の担当者に事務局長等を歴任させ、定年後も要職に就かせるなど、適切な人事管理が行われていなかった。</li> <li>・ コンプライアンス通報等の制度が不十分であった。</li> </ul> </li> </ol>
-----------	--

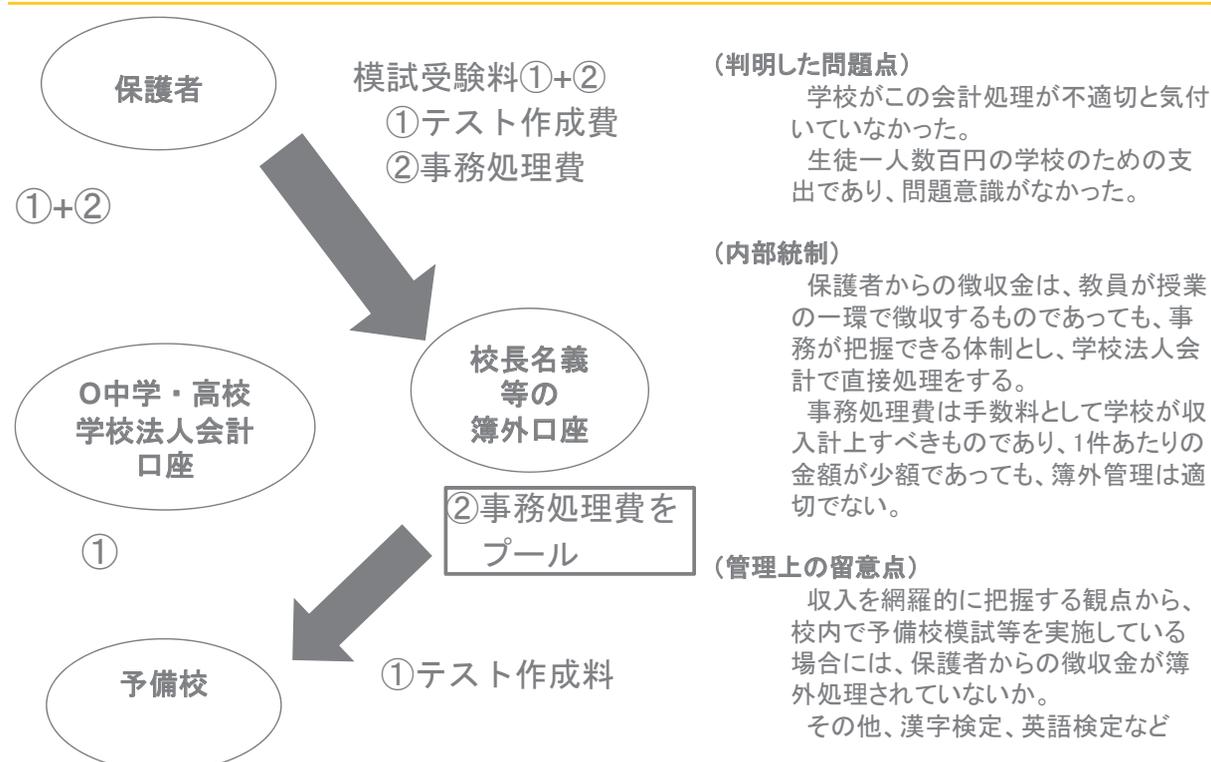
# 不正事例1

## 周辺会計に係る事例 第三者委員会報告書 ③

対応	<p><b>1. 使途不明金の発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 224百万円（使途不明金と同額）の損害賠償請求</li> <li>・ 維持会の事務担当者を刑事告発</li> </ul> <p><b>2. 平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号の不順守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年12月に総会にて維持会の解散を決議し、同月に清算</li> </ul> <p><b>3. 寄附金控除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人に対する寄附について、平成26年11月から受納を自粛</li> <li>・ 「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を、文部科学省に返納</li> </ul>
再発防止策	<p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 内部管理体制の是正強化</li> <li>イ 資金管理体制の見直し</li> <li>ウ 所轄庁の通知の徹底、遺漏防止策</li> <li>エ 公印管理の徹底による手続きの遵守</li> <li>オ 寄附の受入れ体制の整備</li> <li>カ 人事管理</li> </ul> <p>②コンプライアンス通報等の仕組みづくり</p> <p>③理事会機能の強化</p>

# 不正事例2

## ～手数料収入の簿外処理 ○中学・高校の例



## 不正事例2 手数料等収入に係る事例 第三者委員会報告書 ①

<p>事案の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 模擬試験の受験料に関する簿外資金 生徒保護者から徴収した受験料を簿外の模試口座で管理し、徴収した受験料と模擬試験業者に支払う代金との差額を模試口座にプールして渉外費等に費消していた。また、個人名義の口座への資金移動を行っていた。</li> <li>2. 副教材費及び実習費に関する簿外資金 副教材費及び実習費として生徒保護者から徴収した金員を実費精算せずに差額を蓄え、それらを渉外活動費として所定の手続きを経ずに費消していた。</li> <li>3. 検定試験の受験料に関する簿外資金 各検定協会から事務処理費用として受領した金員を簿外処理していた。</li> </ol>
--------------	--

## 不正事例2 手数料等収入に係る事例 第三者委員会報告書 ②

<p>原因</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 模擬試験の受験料に関する簿外資金 及び</li> <li>2. 副教材費及び実習費に関する簿外資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前校長の発言力が大きく、前校長及び前事務長事務取扱が実質的に経理部門を仕切っていた</li> <li>・ 事務室要員の人事異動が閉鎖的であった</li> <li>・ 経理規程をはじめ諸規程が遵守されていなかった</li> </ul> </li> <li>3. 検定試験の受験料に関する簿外資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検定料などの管理が杜撰であり、教員の経理規程遵守の意識が乏しかった</li> <li>・ 正式な業務委託契約を結ばずに、購買部が業務代行をしていた</li> </ul> </li> </ol>
-----------	---

## 不正事例2 手数料等収入に係る事例 第三者委員会報告書 ③

対応	<b>1. 模擬試験の受験料に関する簿外資金</b> (1) 実費部分を含む余剰資金約8,955万円を生徒保護者へ返還 (2) 損害賠償請求の検討 (3) 業務上横領として刑事告訴 <b>2. 副教材費及び実習費に関する簿外資金</b> (1) 生徒保護者へ返還 (2) 損害賠償請求の検討 (3) 業務上横領として刑事告訴 <b>3. 検定試験の受験料に関する簿外資金</b> (1) 残高を収入計上し、同校の教育レベル向上等の事業資金として活用する
再発防止策	①平成27年度以降の模擬試験代金等の徴収方法の変更 ②コンプライアンス意識の徹底方策 ③内部通報体制の見直し ④関係者の懲戒等処分 ⑤財務経理部門に係る内部統制の強化 ・経理規程の見直しと業務への定着 ・人事ローテーションの適切な実施 ・財務経理部門の人員確保 ・経理部門の管理職および担当者への研修・教育の実施 ・中学校・高等学校の業務実態の適切な管理

Page 93

学校法人会計基準の改正及び実務指針の内容について

## Ⅲ 学校法人の会計処理等の適正確保について

### 4. 寄付金等及び教材費等に係る不適切な取扱い ①

- ▶ 後援会等や教材費等で多額の使途不明金や簿外処理が発覚したケース
  - ▶ 私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）（平成14年10月1日文科高第454号）
  - ▶ 寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い（学校法人委員会報告第39号 平成15年2月18日）  
 文部科学大臣所轄学校法人監査における参考事項の記載（監査報告書）の検討
- 学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）（26高私参第9号 平成27年3月31日）
  - ▶ 従来からの慣行にとらわれることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行い、内部監査機能を強化するなど経理の適性を期すよう要請
- 審理通達第1号 監査人の対応について（平成27年4月10日）
  - ▶ 監基報240「F/S監査における不正」、委員会報告39号、研究報告10号を参照し不正リスクに対してより一層の職業的懐疑心をもって対応するよう要請
- 実態調査について（依頼）によるアンケートの実施（平成27年5月29日）

Page 94

学校法人会計基準の改正及び実務指針の内容について

### Ⅲ 学校法人の会計処理等の適正確保について

#### 4. 寄付金等及び教材費等に係る不適切な取扱い ②

➤ 学校法人における会計処理等の適正確保について

(通知) (27高私参第13号 平成27年12月24日)

▶ 実態調査の結果を踏まえ、下記事項に留意し会計処理等について適正を期す

1. 学校法人に対して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭等については、学校法人会計基準の趣旨にのっとり、学校法人が管理する会計帳簿に適切に記載すること。なお、会計帳簿に記載すべきかどうかについては、收受した金銭の徴収根拠や契約の実態について個別に精査した上で判断すること。

2. 教職員等が実費や経過的な金銭を徴収する場合であっても、学校法人が收受した金銭であることから、学校法人の責任において適切な会計処理を行うこと。

3. 学校法人において適切な管理がなされない場合、紛失、盗難、使途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、管理体制を確立すること。

## 学校法人アンケート 記載例その1

### ～在学生・保護者等

① 項目 (大学・短大用)	② 徴収・負担等の有無		③ 帳簿記載の有無		④ 勘定科目	⑥ 学校法人が会計処理しない理由
	○	×	○	×		
(1) 在学生保護者等						
授業料・聴講料 (2～9略)	1	○	○		学生生徒等納付金収入	
学生自治会費 (加入料含む)	10	○	○		預り金受入収入	
同窓会費 (加入料含む)	11	○	○		預り金受入収入	
校友会費 (加入料含む)	12					
後援会費 (加入料含む)	13	○	○		預り金受入収入	
父母会費 (加入料含む)	14					
学会費 (加入料含む)	15	○	○		預り金受入収入	
災害傷害損害等の保険料 (加入料含む)	16	○	○		預り金受入収入	
生協出資金	17					
スクールバス代 (維持費含む)	18	○	○		補助活動収入	
寮・寄宿舎費	19					
食堂	20	○	○		補助活動収入	
駐車場・駐輪場利用料	21	○			施設設備利用料収入	
施設利用料 (駐車場、駐輪場以外)	22					
冷暖房代	23					
教材 (副教材) 料	24	○	○		預り金受入収入	
資格試験検定料	25					
検定試験受験料 (入学検定除く)	26					
模擬試験受験料	27	○	○		預り金受入収入	
特別講座 (進学、就職、資格セミナー) 受講料	28					
行事費 (オリエンテーション等、学校主催のものに限る)	29					
ゼミ・研究室等による合宿研修等の費用	30	○	×			ゼミ内で実費徴収しているため
クラブ活動費 (クラブ合宿遠征代金等を含む)	31	○	×			クラブ単位で実費徴収しているため
制服・体操着・作業着等代	32	○	×			在学生が業者から直接購入するため
指定物品・機器代	33	○	×			在学生が業者から直接購入するため
身体検査等費用	34					
証明書発行手数料、追試験料	35	○	○		手数料収入	

# 学校法人アンケート 記載例その2

## ～取引業者・一般利用者等

① 項目 (大学・短大用)		②	③	④	⑤左記で「その他」を選択した場合
		徴収・負担 等の有無	帳簿記載 の有無	勘定科目	
(2) 取引業者、一般利用者等					
学校施設等の一般貸出	1	○	○	施設設備利用料収入	
取引業者からの手数料等	2	○	○	補助活動収入	
取引業者の歩引料	3				
共同研究、受託研究、受託事業等	4	○	○	その他	付随事業・収益事業収入 受託事業収入
公開講座受講料	5	○	○	その他	付随事業・収益事業収入 公開講座収入
寄付金	6	○	○	寄付金収入	
学校債	7				
不動産等の売却	8	○	○	その他	資産売却収入 施設売却収入
廃品売却代金	9	○	○	その他	雑収入 廃品売却収入
共済組合掛金、所得税、住民税	10	○	○	預り金受入収入	
貸付金の回収	11	○	○	その他	その他の収入 貸付金回収収入
前期末の未収金の回収	12	○	○	その他	その他の収入 前期末未収入金収入
(センター試験実施手数料等)	13	○	○	手数料収入	
(講習会委託)	14	○	○	その他	付随事業収入・収益事業収入 委託事業収入
(入学案内頒布)	15	○	○	その他	雑収入 入学案内頒布収入

## 講師略歴:原 秀敬

### 新日本有限責任監査法人

公認会計士 公認不正検査士 第4事業部 シニアパートナー

昭和63年大手監査法人に入所。平成19年8月新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)に移籍。多くの事業会社、学校法人等の監査業務を実施するとともに、法人本部にてリスク管理業務の経験や学校法人の審査等を担当している。現在、当法人において、学校法人専門審査会副委員長、教育セクター支援室、学校法人及び建設業の業種別研究会に所属している。

主な著書として「学校会計なるほどQ&A(中央経済社)」、「Q&A学校法人会計の実務ガイド(中央経済社)」、「学校法人会計監査六法」の編集にもたずさわっている。その他、文部科学省、私立学校振興・共済事業団との合同研修会や私学団体、東京都、証券会社など事業会社主催のセミナー、公認会計士協会の地域会等、多数の外部セミナーや研修会の講師実績がある。

#### 【外部での主な活動】

- ・ 日本公認会計士協会「学校法人委員会」委員長
- ・ 私立学校振興・共済事業団「経営診断」元委員
- ・ 日本公認会計士協会「学校債対応専門委員会」元委員長
- ・ 日本公認会計士協会「品質管理基準委員会」委員
- ・ 大学監査協会 監事監査委員会 元委員

---

---

ご清聴ありがとうございました